

レンタルサービス契約書

令和 年 月 日

借主（甲）： 住所
氏名 ⑩

貸主（乙）： 住所
氏名 ⑩

上記の物は、下記契約要項(2)記載のレンタル商品について、裏面記載の契約条項に従い、レンタルサービス契約を締結いたします。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各自署名・捺印のうえ、甲・乙各 1 通を保有します。

但し、甲が将来介護保険制度の給付対象者として認定された場合は、当該レンタルサービス契約は終了するものとします。

【契約要項】

(1)	利用者	住 所： 氏 名： 電話番号：					
(2)	レンタル商品 および 月額レンタル料金	品名	機体番号	数量	レンタル料金	税区分	合計額
		合 計			円		円
	支払期間 および 支払方法	レンタル開始月の月額レンタル料金合計額は貸出日に現金払い。 以降月額レンタル料金合計額は、レンタル開始月の翌月より毎月 日に 自動振替・現金払い。					
(3)	搬入・搬出費用 支払期日および 支払方法	円 貸出日に現金払い。					
(4)	マットレス洗濯費用 支払期日および 支払方法	円 レンタル終了日に現金払い。 (甲よりレンタル期間中に洗濯の申出があった場合は別途実費精算とする)					
(5)	レンタル期間	令和 年 月 日 から令和 年 月 日					

契約条項

第1条（レンタルサービスの目的）

甲は、表記契約要項(2)記載のレンタル商品を表記契約要項(2)記載の利用者の用に供するため乙より借受け、乙は甲にこれを貸し渡します。

第2条（レンタル期間）

レンタル期間は、表記契約要項(5)記載のとおりとします。

第3条（レンタル料金）

甲が支払うレンタル商品のレンタル料金、その支払期日、支払方法は表記契約要項(2)記載のとおりとします。

- ② レンタル料金に課せられる消費税・地方消費税は甲の負担とし、甲は表記契約要項(2)記載のとおり乙に支払います。
- ③ レンタル料金は1ヶ月単位で計算し、レンタル商品の引渡月および事由の如何を問わず月の途中でレンタル契約が終了する場合においても日割り計算はしないものとします。

第4条（引渡し）

乙は表記契約要項(5)に定めるレンタル期間の開始日までにレンタル商品を表記契約要項(1)記載の利用者の住所に納入します。

- ② レンタル商品が納入された時は、甲は速やかに不具合がないか検査するものとします。

第5条（使用・管理）

甲は、乙の指示・説明に基づき、善良なる管理者としての注意義務をもってレンタル商品を使用・管理するものとします。

- ② 甲は、以下の行為を行う場合には、あらかじめ乙の承諾を得なければならないものとします。
 - (1) レンタル商品の使用場所を表記契約要項(1)記載の利用者の住所から変更すること。
 - (2) レンタル商品の仕様変更、加工、改造、分解等を行うこと。
 - (3) この契約に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または転貸すること。

第6条（レンタル商品の事故等）

使用中のレンタル商品について事故・不具合が発生したことを発見したときは、甲は直ちに乙に連絡するものとします。この場合、乙は速やかに以下のいずれかの措置を講ずるものとします。

- (1) レンタル商品の調整または部品等の交換。
- (2) レンタル商品の回収と代替品の納品。
- ② 前項の交換または修理に伴い発生する費用は乙の負担とします。但し、以下の事由が原因でレンタル商品に事故・不具合等が発生した場合には、これらの費用は甲の負担とします。
 - (1) 甲が第5条に違反してレンタル商品を使用した場合。
 - (2) 甲の故意・過失による場合。

第7条（費用の負担）

レンタル商品の搬入および搬出に要する費用は甲の負担とします。甲が支払う搬入および搬出に要する費用、その支払期日、支払方法は表記契約要項(3)記載のとおりとします。

- ② レンタル商品にマットレスが含まれる場合は、マットレスの洗濯費用が別途発生し、この費用は甲の負担とします。なお甲が支払うマットレス洗濯費用、その支払期日、支払方法は表記契約要項(4)記載のとおりとします。

第8条（解約）

甲は、レンタル期間中であってもレンタル商品が不要になった場合には、口頭または書面による1ヵ月以上前の予告により、この契約を解約できるものとします。

第9条（解除）

乙は甲が以下の事項に該当する場合には、相当の期間を定めた通知・催告を行ったうえでこの契約を解除することができます。

- （１） 甲がレンタル料金の支払いを１回でも怠った場合。
- （２） 甲がこの契約の条項に著しく違反した場合。

第10条（レンタル商品の返還）

レンタル期間の満了、解約または解除その他事由の如何を問わずこの契約が終了した場合には、甲は速やかにレンタル商品を乙に返還するものとします。

- ② 前条の場合、レンタル商品の回収は乙が行うものとし、甲はこれに協力するものとします。

第11条（レンタル商品の毀損・滅失）

甲が故意・過失または第5条に定める使用・管理義務を怠ったことによりレンタル商品が滅失・毀損した場合には、甲は代替物件の購入価格相当額もしくは修理代金相当額を乙に賠償しなければならないものとします。

- ② 前条により乙が物件の返還を受けた後で、レンタル商品が甲の故意・過失により毀損していたことが判明した場合には、甲は乙の請求により代替物件の購入価格相当額もしくは修理費用相当額を直ちに乙に支払うものとします。

第12条（損害賠償責任）

レンタル商品の使用に伴い利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合には、乙はその損害を賠償します。但し、損害の発生が以下の事由による場合はこの限りではありません。

- （１） 甲が、利用者の疾病・心身状態および使用環境その他レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行った場合。
- （２） 利用者の急激な体調変化等、この契約によるレンタルサービスを原因としない場合。
- （３） 甲が第5条の使用管理義務を怠った場合。

第13条（秘密保持義務）

乙は、レンタルサービスを提供するうえで知り得た甲、利用者および利用者の家族等に関する秘密ならびに個人情報を第三者に漏洩してはならない。なお、この義務はこの契約の終了後も継続します。

第14条（合意管轄）

この契約に関して起訴の必要が生じた場合には、乙の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所および簡易裁判所を専属管轄裁判所とします。

第15条（協議事項）

この契約に疑義が生じた場合、およびこの契約に定められていない事項については、甲・乙誠意をもって協議して解決するものとします。

以上